

岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年6月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第54号

岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例

岩手県部局等設置条例（平成12年岩手県条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局等を置く。</p> <p>[略]</p> <p>県土整備部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部局等を置く。</p> <p>[略]</p> <p>県土整備部</p> <p><u>復興局</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>(9) 復興局</u></p> <p><u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害からの復興に係る施策の総合的な企画及び調整並びに特に定める施策の推進に関する事項</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。